

許可番号 03900153532

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市海岸通1455番1の地先

氏 名 大栄海運株式会社

代表取締役 田部井 優介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 尾崎 正直



許可の年月日 平成29年 8月31日

許可の有効年月日 平成34年 8月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬 (積替え又は保管を除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・
コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く。) 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行
う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、
積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
なし

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有
以下余白